地区計画の区域内における行為の届出書

年　　月　　日

太子町長　様

届出者　　住　所
氏　名　　㊞
電　話

都市計画法第58条の２第１項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採
について、下記により届け出ます。

記

１　行 為 の 場 所　　大阪府南河内郡太子町
２　行為の着手予定日　　年　　月　　日
３　行為の完了予定日　　年　　月　　日
４　設計又は施行方法

（1）土地の区画形質の変更			区域の面積　㎡		
（2）建築物の建築又は工作物の建設	（イ）行為の種別　（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）				
	（ロ）設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(A) 敷地面積			㎡
		(B) 建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
		(C) 延べ面積	㎡	㎡	㎡
		(D) 高さ　地盤面から　m	(E) 用途		
			(F) 垣又はさくの構造		
（3）建築物等の用途の変更	（イ）変更部分の延べ面積　㎡				
	（ロ）変更前の用途		（ハ）変更後の用途		
（4）建築物等の形態又は意匠の変更			変更の内容		
（5）木竹の伐採			伐採面積　㎡		

備　考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
３　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。